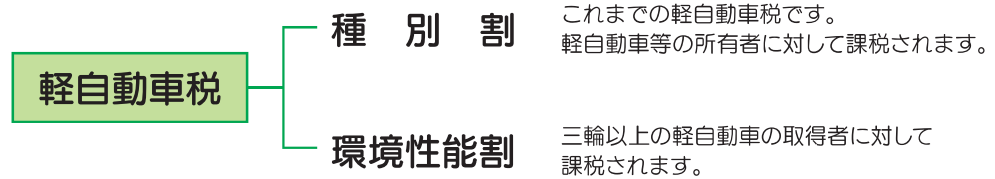


種別割

- 納税義務者
- 納税の方法
- 名義変更等の手続き及び税の申告

軽自動車税

軽自動車税は、以下の二つで構成されます。



種別割

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車(これらを総称して「軽自動車等」といいます。)にかかる税です。

納税義務者

軽自動車税(種別割)を納める人は、4月1日現在の軽自動車等の所有者です。割賦(所有権留保付)販売の場合は、買主が所有者とみなされます。

4月2日以降に譲渡や廃車などをしても、その年度分の税金は全額納めていただくことになります。

納税の方法

財政・変革局課税第二課からお送りする納税通知書で納めていただきます。

納期	令和6年度は 5月1日～5月31日
----	-------------------

注意

フォークリフトなどのように工場の構内のみで使用するものや、自宅の敷地内のみで使用するコンパインなど、公道を走行しない軽自動車等も課税の対象になります。

名義変更等の手続き及び税の申告

軽自動車等を取得したときや廃車や売却したときなどは、次のところで手続きをおとりください。

車種	手続き先
原動機付自転車 小型特殊自動車	北九州市の市税事務所市民税課又は 税務課、出張所、財政・変革局課税第二課 ※所在地及び電話番号はP75、P76をご覧ください。
軽自動車 (四輪以上及び三輪のもの)	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 北九州支所 TEL.050-3816-1751 北九州市小倉南区沼南町3-19-1 (福岡県外の協会で行ったときは、別途本市に税の申告をしていただく必要があります。)
軽自動車 (二輪のもので総排気量が125ccを 超え250cc以下のもの) 二輪の小型自動車 (総排気量が250ccを超えるもの)	九州運輸局 福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所 TEL.050-5540-2079 北九州市小倉南区新曾根4-1 (福岡県外の運輸局で行ったときは、別途本市に税の申告をしていただく必要があります。)

※本市への税の申告は、取得したときや所有者又は使用者の住所が変わったときなどは15日以内に、廃車や売却などをしたときは30日以内に行ってください。

税率

【原動機付自転車及び二輪車等】

車種		税率(年額)	
原動機付自転車	一般原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの 又は電動バイクで定格出力が0.6kW以下のもの	2,000円
		総排気量が50ccを超え90cc以下のもの 又は電動バイクで定格出力が0.6kWを超え、0.8kW以下のもの	2,000円
		総排気量が90ccを超え125cc以下のもの 又は電動バイクで定格出力が0.8kWを超え、1.0kW以下のもの	2,400円
	ミニカー(※)	3,700円	
特定小型原動機付自転車	定格出力が0.6kW以下のもので、長さ1.9m以下、幅0.6m以下、最高速度が20km毎時以下のもの	2,000円	
軽自動車	二輪のもので総排気量が125ccを超え250cc以下のもの (ポートトレーラー等の二輪の被けん引車を含む)	3,600円	
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用(コンバインなどで乗用装置のあるもの)	2,400円	
	その他のもの(フォークリフト、ショベルローダーなど)	5,900円	

※ミニカーとは、三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は0.25kWを超え0.6kW以下のもののうち、輪距が50cmを超えるもの、又は車室を備えるものをいいます。ただし、車室の側面が構造上開放されていて、かつ、輪距が50cm以下の三輪(屋根付三輪)は除きます。

【四輪以上及び三輪の軽自動車】

車種		税率(年額)				
		①旧税率 (平成27年3月31日以前に 最初の新規検査を受けた車両)	②新税率 (平成27年4月1日以後に 最初の新規検査を受けた車両)	③重課税率 (最初の新規検査から13年を 経過した車両) (※注2)		
軽自動車	三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上のもの	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪以上のもの	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

平成27年3月31日以前に最初の新規検査(新規新車登録)を受けた車両は①の旧税率が適用されます。

平成27年4月1日以後に最初の新規検査(新規新車登録)を受けた車両は②の新税率が適用されます。

賦課期日(4月1日)現在、最初の新規検査年月(※注1)から13年を経過した車両は、③の重課税率が適用されます。

(注1)「最初の新規検査年月」とは、自動車検査証に記載されている初度検査年月です。

(注2)電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車は除きます。

●グリーン化特例(軽減税率)について

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに最初の新規検査を受けた(初めて車両番号の指定を受けた)四輪以上及び三輪の軽自動車で、一定の環境性能を有するものについては、令和6年度分の軽自動車税(種別割)に限り軽減税率が適用されます。

軽自動車税

種別割
●税率

環境性能割

納税義務者

環境性能割を納める人は、市内に主たる定置場のある軽自動車(特殊自動車・二輪車を除く)の取得者です。軽自動車の取得時(購入時)に課税されます。

税率

通常の取得価額に、下記の税率をかけます。
適用される税率区分は、燃費基準値達成度等によって決まります。
また、通常の取得価額が50万円以下のときは、課税されません。

区分	税率	
燃費基準の達成度等に応じて決定	自家用	非課税、1%、2%、3% (当分の間2%を上限とする)
	営業用	非課税、0.5%、1%、2%

※環境性能割については、新車・中古車を問わず対象です。

納税の方法

軽自動車の届出をするときに、納税者が自分で税額を計算して申告書を提出し、納めることになります(申告納付)。

注意

環境性能割は北九州市の税金ですが、実際の賦課徴収等は、当分の間、福岡県が行います。
(市役所または区役所・出張所では、お手続きできません。)

Q

軽自動車やバイクを人に譲った場合は…？

6月に遠隔地へ転勤することになりましたので、持っている軽自動車(四輪乗用)とバイク(50cc)を友人に譲ることにしました。

この場合、既に支払済の税金はどうなりますか。また、名義変更の手続きはどうすればよいのですか。

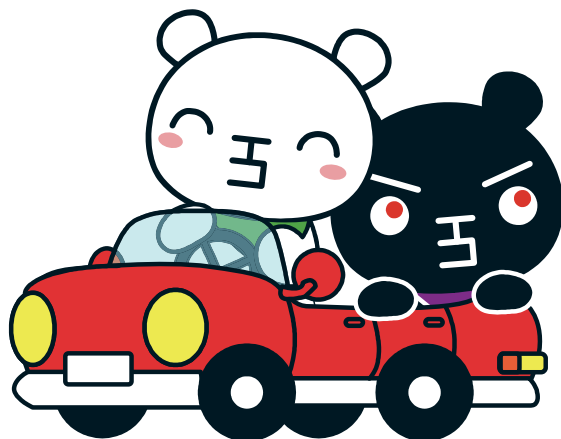
A

軽自動車税(種別割)は、軽自動車やバイクを4月1日現在で所有する人に課税されます。

したがって、6月に友人へ譲っても、4月1日現在はあなたが所有していたのですから、今年度の税金は全額あなたが負担することになります。また、税金の還付などはありません。

※人に譲ったときのほか、盗難にあったときや廃棄したとき等も申告が必要です。申告をしなければ、来年度以降も軽自動車税(種別割)が課税されますのでご注意ください。

※所有者の住所が変わって引き続き軽自動車等を使用するときは、新住所地での申告が必要です。申告の方法や場所は、新住所地の市区町村・軽自動車税の担当窓口へお問い合わせください。



Q&A